　　　　　　 　　保証書及び誓約書

甲方　名古屋国際外語学院

乙方　　　名古屋　太郎　　　　　　　　　　　　学生　　名古屋　　一郎

乙方と学生との関係　　　父子

乙方家の電話番号　052-355-9981　　　　　　　　　携帯電話番号　090-2222-1111

住所　郵便番号　名古屋市港区辰巳町30番19号

自宅の電話番号　　なし　　　　　　　　　　　　　　FAX　　　　なし

その他の連絡先　　052-355-9982

乙方は学生の日本留学期間中の就学と日常生活に関して保証しサインいたします。　乙方は甲方に対して学生が以下のことを遵守することを保証いたします。

1. 学生は必ず日本の法律を遵守し、甲方が指導する名古屋国際外語学院の各校則やシステムに従うこと。
2. 学生は必ず期日を守って諸学費を払わなければならない。
3. 学生は遅刻や早退をしてはならない。ズル休みをせず登校しなければならない。
4. 学生は「資格外活動許可書」を取得してからでないとアルバイトをすることは出来ない。学習に影響が出ない範囲内であればアルバイトをしてもよいが、　入国管理局が禁止しているアルバイトをしてはいけない。
5. もし長期に渡って授業を欠席したり、違法なアルバイトをしたり、学費を納めなかったり、校則違反をしたり、日本の法律を破るようなことがあれば退学処分とする。その後は不法滞在しないように帰国の途に着くまでの一定の期間は甲方の指示に従うこと。甲方が指定する担当者が学生に付き添い帰国手続きを行う。学生が帰国後、乙方は当該学生のパスポートのコピーを学校へFAXして学生が帰国したことを通知すること。
6. もし学生が長期に渡って授業を欠席し甲方への連絡がない場合には乙方は当該学生に連絡をとり授業に戻るように督促すること。　もし乙方が当該学生と連絡がつかないとの連絡があった場合には甲方は校則にのっとり処理を行う。

７．もし学生が不法滞在をした場合には乙方は甲方に対して６０万円の損害賠償をする。

８．入学後はいかなる理由があろうとも学費等を返金しない。

甲方　名古屋国際外語学院　　　　　　　　　　　　乙方　　名古屋　太郎

　　　校長　宮里優華　　　　　　　　　　　　　　　　学生　名古屋　　一郎

　　2013　年　8　月　10　日　　　　　　　　　　　　　　2013　年　8　月　10　日　　　